### V.博物館日誌(抄)

### 海事記念館

- 4月1日(木)厚岸町職員辞令交付式。
- 4月10日(金)新規採用職員研修(10名)。解説(菅原係長)。
- 4月 13 日(火)寄贈資料受領(釧路市、菅原係長·小田島学芸員)。
- 4月 15 日(木)郷土館·太田屯田開拓記念館管理人説明会(菅原係長、小田島学芸員)。
- 4月21日(木)プラネタリウム夜間投影(25名)。
- 4月23日(金)プラネタリウムオリジナル番組先行上映会(文化財専門委員3名)。
- 4月27日(火)真龍小学校出前授業(菅原係長·小田島学芸員)。
- 4月28日(水)環境基本研修受講(小田島学芸員·土肥主事·塚田主事)。

神岩チャシ跡測量調査について打ち合わせ(株式会社イビソク3名)(菅原係長·小田 島学芸員)

プラネタリウム夜間投影(15名)。

- 5月5日(水)神岩チャシ跡測量調査にかかる打合せ(株式会社イビソク)。
- 5月9日(日)明治大学今泉氏来館。
- 5月12日(水)尾幌・糸魚沢道路に係る埋蔵文化財試掘調査(菅原係長・小田島学芸員)
- 5月 13 日(木)神岩チャシ跡測量調査に係る現地確認(小田島学芸員)。

アッケシソウ試験栽培にかかる協議(菅原係長)。

- 5月14日(金)社会教育委員会議出席(三浦館長) プラネタリウム夜間投影(7名)。
- 5月 15 日(土)こどもクラブ第1回。
- 5月16日(日)プラネタリウム夏番組収録(髙橋事務補助員)。
- 5月 18 日(火)地域づくり総合交付金にかかる出張(釧路総合振興局)(菅原係長)。
- 5月20日(木)町民ギャラリー写真借用(厚岸小学校)(三浦館長・菅原係長)。
- 5月21日(金)株式会社ぎょうせい来館。
- 5月 28 日(金)史跡国泰寺跡側溝清掃(三浦館長·菅原係長·小田島学芸員)
- 5月29日(土) ぷらっと21施設見学(15名)。
- 6月1日(火)翔洋高校インターンシップに係る事前打ち合わせ(三浦館長・土肥主事)。 ふるさと友の会監査(菅原係長・小田島学芸員)
- 6月2日(水)観光パンフレット制作委託業務コンペティション選定委員会(菅原係長)。

尾幌・糸魚沢道路に係る埋蔵文化財所在調査(菅原係長・小田島学芸員)

- 6月3日(木)尾幌・糸魚沢道路に係る埋蔵文化財所在調査(菅原係長・小田島学芸員)
- 6月4日(金)釧路市立博物館石川館長補佐来館。
- 6月8日(火)観光 PR 動画にかかる会議(菅原係長)
- 6月9日(水)地域担当職員業務(塚田主事)
- 6月10日(木)がんばろう厚岸応援券袋詰め作業(塚田主事)。

- 6月 11 日(金)厚岸かぐらの衣装に係る打ち合わせ(厚岸かぐら同好会長)(菅原係長・小田島学芸員)
- 6月 15 日(火)アッケシソウ試験栽培地造成工事にかかる事前協議(菅原係長)。

第1回竪穴群調査懇談会出席(小田島学芸員)。

- 6月17日(木)ネイパル厚岸施設運営委員会出席(三浦館長)。
- 6月 18 日(金)大黒島取材にかかる事前協議(NHK 釧路放送局)(菅原係長・小田島学芸員)。
- 6月 19 日(土)町民ギャラリー開催(~7月 18日迄)。

放課後デイサービス空音(17名)来館。

- 6月22日(火)新規採用職員基礎研修参加(塚田主事)
- 6月23日(水)翔洋高校企業実習。

新規採用職員基礎研修参加(塚田主事)。

大黒島中継(NHK 釧路放送局)(小田島学芸員)。

6月24日(木)翔洋高校企業実習。

新規採用職員基礎研修参加(塚田主事)。

6月25日(金)翔洋高校企業実習。

中標津町立丸山小学校5年生(68名)来館。

釧路太田農業協同組合来館(三浦館長·土肥主事)。

6月29日(火)町史事前打ち合わせ(三浦館長・菅原係長)。

寄贈資料(丹波氏宅)(三浦館長·菅原係長·小田島学芸員)。

- 6月30日(水)床潭沼ヒブナ生息調査(投入)(菅原係長・小田島学芸員)。
- 7月1日(木)床潭沼ヒブナ生息調査(回収)(菅原係長・小田島学芸員)。
- 7月2日(金)史跡国泰寺跡排水処理に係る打ち合わせ(環境コンサルタント)(三浦館長・菅原係長・小田島学芸員)。
- 7月3日(土)取材対応(aqua)(菅原係長)。
- 7月6日(火)観光パンフレット作成にかかる打ち合わせ(株式会社スタッフ)(菅原係長)。
- 7月8日(木)釧路養護学校中学部(27名)見学。

蝦夷三官寺みらいネットワーク総会(三浦館長・菅原係長・小田島学芸員)。

7月9日(金)接遇研修受講(塚田主事)。

太田農村公園沼生息調査(菅原係長)。

- 7月 13 日(火)釧路市立愛国小学校5年生(69名)来館。プラネタリウム投影(髙橋事務補助員)。
- 7月14日(水)釧路市立愛国小学校5年生(67名)来館。

中標津町計根別学園(20名)来館。プラネタリウム投影(髙橋事務補助員)

北海道博物館大会参加(白老町)(小田島学芸員)。

7月 15 日(木)ワールド航空サービス(13 名)来館。解説(菅原係長)。

北海道博物館大会参加(白老町)(小田島学芸員)。

7月16日(金)標津町立川北小学校5年生来館。

鳥取小学校5年生見学。

プラネタリウム夜間投影。

- 7月18日(日)こどもクラブ第2回。
- 7月20日(火)厚岸小学校4年生来館。プラネタリウム投影(髙橋事務補助員)

標茶町立磯分内小学校5·6年生来館。解説・プラネタリウム投影(小田島学芸員・髙 橋事務補助員)

弟子屈町立弟子屈小学校5年生来館。解説・プラネタリウム投影(小田島学芸員・髙橋 事務補助員)。

- 7月21日(水)プラネタリウム夜間投影(21名)。
- 7月27日(火)阿寒シルバー大学(30名)来館。解説(菅原係長)。

史跡国泰寺跡整備計画策定にかかる打合せ(北海道教育委員会赤井氏)(菅原係長)。

7月28日(水)史跡国泰寺跡整備計画策定にかかる打合せ(北海道教育委員会赤井氏)(菅原係長)。 子夢希児童館見学。

岩手県山田町議員視察(三浦館長・菅原係長)

- 7月29日(木)町史編集専門部会(三浦館長·髙橋事務補助員)。
- 7月31日(土)北海道ぎょれん(21名)来館。

パネル展(藤野家)開催(~8月29日迄)。

8月4日(水)床潭沼ヒブナ生息調査(投入)(菅原係長・小田島学芸員)。

太田中職場体験打合せ(三浦館長・髙橋事務補助員)。

アッケシソウ試験栽培地造成工事立会(菅原係長)。

8月5日(木)釧路市生涯学習センター友の会 2020 の会(9名)解説(愛冠岬・国泰寺・正行寺)(菅原 係長)。

床潭沼ヒブナ生息調査(回収)(菅原係長・小田島学芸員)。

- 8月6日(金)プラネタリウム夜間投影。
- 8月7日(土)大黒島観察会(菅原係長·小田島学芸員)。
- 8月12日(木)文化財標柱草刈り(菅原係長・小田島学芸員)。

プラネタリウム秋番組録音(髙橋事務補助員)。

- 8 月 25 日(水)釧路市立青葉小学校5年生(54 名)来館。解説・プラネタリウム(小田島学芸員・髙橋事務補助員)。
- 8月26日(木)令和3年度第1回埋蔵文化財文化財担当職員等講習会受講(小田島学芸員)。
- 9月1日(木)管理職会議出席(三浦館長)。

海の作品展に係る作品運搬(厚岸小学校)

- 9月2日(金)海の作品展に係る作品運搬(真龍小学校)
- 9月7日(火)太田農村公園植生調査(菅原係長)。
- 9月8日(水)宇宙の日作品運搬(友遊児童館)(塚田主事・小林専門員)。

9月9日(木)床潭沼ヒブナ生息調査(投入)(菅原係長・小田島学芸員)。

北海道立釧路芸術館熊谷学芸員来館(菅原係長·小田島学芸員)。

- 9月10日(金)床潭沼ヒブナ生息調査(回収)(菅原係長・小田島学芸員)。
- 9月16日(木)アッケシソウ試験栽培地視察(三浦館長・菅原係長)。

町史執筆支援講座(三浦館長·髙橋事務補助員)。

- 9月17日(金)阿寒観光協会(4名)来館。プラネタリウム(小田島学芸員)。
- 9月22日(水)海の作品展表彰式(三浦館長・土肥主事・塚田主事・小林専門員)。
- 10月2日(土)宇宙の日作品展開催(~迄)。
- 10月5日(火)新規採用職員研修受講(塚田主事)

初級職員研修受講(小田島学芸員:土肥主事)。

10月6日(水)新規採用職員研修受講(塚田主事)

初級職員研修受講(小田島学芸員·土肥主事)。

- 10 月 7 日(木)別海町立上風連中学校1年生(8名)来館。解説・プラネタリウム(小田島学芸員・髙橋 事務補助員)。
- 10 月 8 日(金)根室市立落石中学校2年生(10 名)来館。解説・プラネタリウム(菅原係長・髙橋事務 補助員)。
- 10月12日(火)アッケシソウ試験栽培地造成に係る検定(菅原係長)。
- 10月13日(水)取材対応(NHK 釧路放送局)(小田島学芸員)。

アイヌ関連施設バーチャルガイド打合せ(三浦館長・菅原係長)。

10月14日(木)真龍中学校2年生(2名)職場体験。

釧路市立美原小学校5年生(52名)来館。解説・プラネタリウム(小田島学芸員・髙橋事務補助員)。

標津中学校2年生(32名)来館。解説・プラネタリウム(小田島学芸員・髙橋事務補助員)。

厚岸中学校1年生(25名)見学。解説・プラネタリウム(小田島学芸員・髙橋事務補助員)。

10月15日(金)真龍中学校2年生(2名)職場体験。

正行寺で古文書搬入の立会い(大谷大学)(菅原係長)。

プラネタリウム夜間投影。

- 10月19日(火)太田中学校2年生(2名)職場体験。
- 10月20日(水)太田中学校2年生(2名)職場体験。

蝦夷三官寺みらいネットワーク会議(三浦館長・菅原係長・小田島学芸員)。

10月21日(木)真龍中学校3年生(2名)職場体験。

釧路市立光陽小学校5年生来館。解説・プラネタリウム(小田島学芸員・髙橋事務補助員)。

中標津町立東小学校5年生来館。解説・プラネタリウム(小田島学芸員・髙橋事務補

助員)。

プラネタリウム保守点検。

- 10月22日(金)真龍中学校3年生(2名)職場体験。
- 10月26日(火)釧路市立鳥取小学校5年生(87名)来館。解説・プラネタリウム(菅原係長・小田島学芸員・髙橋事務補助員)。

根室市立光洋中学校2年生(105 名)来館。解説・プラネタリウム(菅原係長・小田島学芸員・髙橋事務補助員)。

- 10月29日(金)プラネタリウム夜間投影。
- 10月30日(土)こどもクラブ(歴史探訪)。

JR 北海道(29 名)。プラネタリウム(小田島学芸員)。

- 10月31日(日)シィービーツアーズ(20名)来館。解説(菅原係長)。
- 11月2日(火)町内チャシ調査(国立アイヌ民族博物館藪中氏・鈴木氏・大江氏)(小田島学芸員)。 根室市立落石小学校5年生(14名)来館。解説・プラネタリウム(菅原係長・髙橋事務 補助員)。
- 11月3日(水)町内チャシ調査(国立アイヌ民族博物館藪中氏・鈴木氏・大江氏)(小田島学芸員)。 アッケシソウ分布確認(浜中町)(三浦館長・菅原係長)。
- 11月5日(金)太田小学校4年生(6名)来館。解説・プラネタリウム(小田島学芸員・髙橋事務補助員)。 別海町立中春別小学校5年生(17名)来館。解説・プラネタリウム(小田島学芸員・髙 橋事務補助員)。

北海道デジタルミュージアム参加説明会参加(三浦館長)。

11月9日(火)文化財行政講座受講(小田島学芸員)。

令和4年度予算編成執行方針説明会参加(菅原係長·塚田主事)。

町史聞き取り調査(三浦館長・髙橋事務補助員)。

11月10日(水)文化財行政講座受講(小田島学芸員)。

第2回社会教育委員会議(三浦館長)。

ほしぞら教室。

- 11月12日(金)埋蔵文化財担当職員研修会参加(江別市)(小田島学芸員)。 プラネタリウム夜間投影。
- 11月16日(火)太田村営軌道現地調査(釧路市立博物館石川館長補佐)(菅原係長)。
- 11月17日(水)防火訓練。

厚岸町さくら幼稚園(26名)来館。プラネタリウム(髙橋事務補助員)。 厚岸かぐら指導に係る打合せ(真龍小学校)(菅原係長・小田島学芸員)。

- 11月18日(木)町史執筆支援講座(三浦館長·髙橋事務補助員)。
- 11月19日(金)天体観望会(悪天候のためプラネタリウム投影)(土肥主事・髙橋事務補助員)。
- 11月20日(土)古文書教室(熊﨑元学芸員)(菅原係長·小田島学芸員)。
- 11月21日(日)プラネタリウム冬番組録音(髙橋事務補助員)。

- 11月23日(火)熟睡プラネタリウム(三浦館長・土肥主事・塚田主事・髙橋事務補助員)。
- 11月25日(水)学習投影打合せ(太田小学校)(髙橋事務補助員)。

尾幌・糸魚沢道路に係る打合せ(菅原係長・小田島学芸員)。

- 11月26日(木)太田小学校(2名)来館。学習投影(髙橋事務補助員)。 プラネタリウム夜間投影。
- 11月30日(火)科学館長会議(三浦館長)。
- 12月1日(水)国泰寺展に係る資料調査(釧路芸術館井内主幹・熊谷学芸員)(小田島学芸員)。
- 12月7日(火)地域づくり総合交付金現場視察(菅原係長・小田島学芸員)。

北海道中小企業同友会主催による講演(厚岸味覚ターミナルコンキリエ)(菅原係長)。

12月8日(水)厚岸小学校4年生出前授業(厚岸小学校)(小田島学芸員)。

厚岸かぐら指導事前打ち合わせ(菅原係長・小田島学芸員)。

- 12月10日(木)オーロラダンス上映会(授業・一般)。
- 12月11日(金)オーロラダンス上映会(一般)。
- 12月14日(火)阿寒観光協会(4名)来館。プラネタリウム(小田島学芸員)

真龍小学校4年生授業対応(真龍小学校、厚岸かぐら同好会会長)(菅原係長)。 町民検討会議(菅原係長)。

北海道青少年科学館連絡協議会職員研修会参加(三浦館長·塚田主事)。

- 12月15日(水)厚岸小学校4年生厚岸かぐら学習(厚岸小学校)(菅原係長・小田島学芸員)。
- 12月17日(金)プラネタリウム夜間投影。
- 12月21日(火)厚岸小学校4年生(21名)来館。学習投影(髙橋事務補助員)。
- 12月23日(木)資料調査にかかる対応(菅原係長)。
- 12月24日(金)定例教育委員会議出席(三浦館長)。
- 12月28日(火)プラネタリウム夜間投影。
- 12月30日(木)友遊児童館(11名)来館。プラネタリウム(小田島学芸員)。
- 1月5日(水)成人式にて厚岸かぐら披露における支援(真龍小学校)(三浦館長·菅原係長·小田島学芸員)。
- 1月6日(木)尾幌·糸魚沢道路に係る試掘調査箇所確認(北海道教育委員会内田氏)(小田島学芸員)。

にこにこひろば「といろ」(13名)来館。プラネタリウム投影(菅原係長)。

- 1月13日(木)蝦夷三官寺みらいネットワーク会議(菅原係長・小田島学芸員)。
  - こどもクラブ(レーシングカー)(三浦館長・土肥主事・塚田主事・小田島学芸員)。
- 1月14日(金)わくわく科学実験教室(レーシングカー)(三浦館長・土肥主事・小田島学芸員)。 プラネタリウム夜間投影。
- 1月16日(日)津波注意報発令のため臨時休館。
- 1月20日(木)厚岸かぐら同好会取材対応(厚岸かぐら同好会5名)(菅原係長・小田島学芸員)。
- 1月21日(金)国泰寺展に係る資料調査(釧路芸術館熊谷学芸員)(小田島学芸員)

### プラネタリウム夜間投影。

- 1月27日(木)定例教育委員会議出席(三浦館長)。
- 1月28日(金)厚岸かぐら授業支援(真龍小学校)(小田島学芸員)。
- 1月29日(土)メガスター投影(三浦館長・土肥主事・塚田主事・小林専門員・髙橋事務補助員)。
- 2月1日(火)厚岸かぐら授業支援(真龍小学校)(小田島学芸員)。
- 2月4日(金)厚岸かぐら授業支援(真龍小学校)(菅原係長)。
- 2月8日(火)厚岸かぐら授業支援(真龍小学校)(三浦館長・菅原係長)。

総合教育会議(三浦館長)。

- 2月9日(水)厚岸かぐら授業支援(真龍小学校)(菅原係長)。
- 2月15日(火)プラネタリウム春番組録音(髙橋事務補助員)。
- 2月18日(金)太田小学校3年生(6名)来館。

定例教育委員会出席(三浦館長)。

プラネタリウム夜間投影。

- 2月23日(水)古文書教室(三浦館長·菅原係長)。
- 2月25日(金)史跡国泰寺跡整備検討委員会に係る打ち合わせ(三浦館長・菅原係長)。 プラネタリウム夜間投影。
- 3月3日(木)厚静小学校横遺跡現地確認(北海道教育委員会内田氏)(菅原係長·小田島学芸員)。
- 3月4日(金)国泰寺展に係る資料調査(釧路芸術館熊谷学芸員)(小田島学芸員)。
- 3月5日(土)こどもクラブ(バスボム作り)。
- 3月11日(金)プラネタリウム夜間投影。
- 3月15日(火)アイヌ遺骨に係る協議(厚岸アイヌ協会会長小松氏)(三浦館長・菅原係長)。
- 3 月17日(木)第4回アイヌ遺骨関係博物館等意見交流会出席(三浦館長·菅原係長·小田島学芸員)。
- 3月18日(金)放課後デイサービス「すてらきっず」(12名)来館。プラネタリウム(髙橋事務補助員)。
- 3月19日(土)学芸員の歴史教室(小田島学芸員)。

15:00 から暴風雪警報のため臨時休館。

- 3月24日(木)プラネタリウム夜間投影。
- 3月25日(金)史跡国泰寺跡整備検討委員会(三浦館長·菅原係長·小田島学芸員)。
- 3月30日(水)JR 糸魚沢駅関係資料受領(三浦館長·菅原係長·小田島学芸員·髙橋事務補助員)。 古代集落遺跡群保存活用協議会議出席(菅原係長·小田島学芸員)。

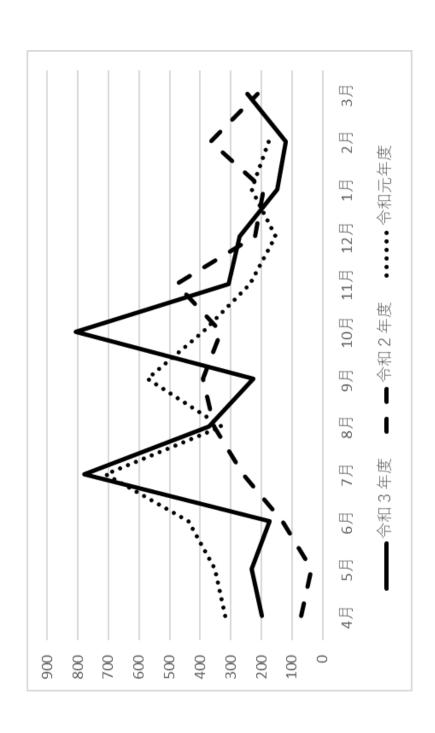
### 郷土館:太田屯田開拓記念館

- 4月 16 日(土)【郷土館·太田】開館
- 4月20日(火)【郷土館】アッケシソウ栽培地種まき作業。
- 6月9日(水)【郷土館】草刈り作業
- 6月 18 日(金)【太田】太田小学校(10 名)来館。解説(小田島学芸員)
- 6月24日(木)【郷土館·太田】厚岸翔洋高校職場体験(2名)来館。
- 7月10日(金)【郷土館·太田】釧路学教養講座(20名)来館。解説(小田島学芸員)。
- 7月15日(木)【郷土館】株式会社ワールド航空サービス(12名)解説(菅原学芸員)。
- 7月27日(火)【郷土館】阿寒シルバー大学(30名)来館。解説(菅原学芸員)。
- 8月25日(水)【郷土館】釧路市立青葉小学校(23名)来館。解説(小田島学芸員)。
- 10月8日(金)【郷土館】アッケシソウ種子採取(菅原係長・小田島学芸員)。
- 10月15日(金)【郷土館·太田】真龍中学校2年生職場体験(2名)来館。
- 10月19日(火)【郷土館·太田】太田中学校2年生職場体験(2名)来館。
- 10月21日(木)【郷土館・太田】厚岸町生きがい大学(16名)来館。
- 10月22日(金)【郷土館·太田】真龍中学校3年生職場体験(2名)来館。
- 10月30日(土)【郷土館】海事記念館子どもクラブ(4名)来館。解説(小田島学芸員)。
- 10月31日(日)シィービーツアーズ(21名)来館。解説(菅原学芸員)。
- 11月11日(木)【太田】真龍小学校4年生(53名)来館。解説(小田島学芸員)。
- 11月16日(火)~【郷土館·太田】冬季閉館

## VI.博物館の利用状況 博物館入館者の推移

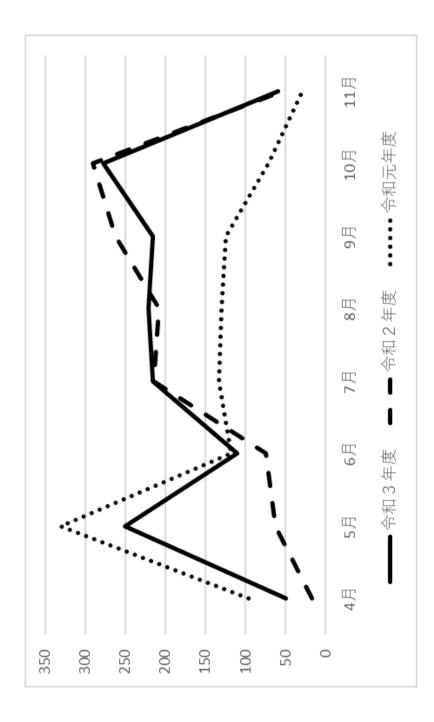
## (1).海事記念館

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和3年度	200	232	174	780	373	226	908	307	271	149	121	247	3886
令和2年度	71	38	132	261	354	391	334	477	222	192	365	212	3049
令和元年度	319	351	439	402	331	574	392	238	153	233	177		3916



## (2).郷土館

総計	1397	1181	1032
3月			
2月			
1月			
12月			
11月	69	54	58
10月	277	290	71
9月	215	262	124
8月	221	208	130
7月	216	214	133
6月	110	74	118
5月	250	29	331
4月	67	17	96
	令和3年度	令和2年度	令和元年度

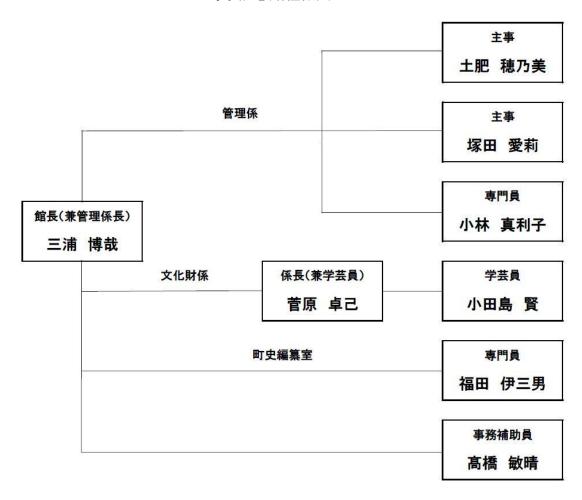


### (3)太田屯田開拓記念館

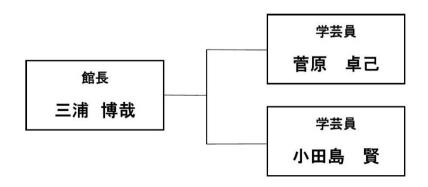
				Ī									
総計	443	432	720										
3月									1		·	11月	
2月									k.			10月	元年度
1月									. I				••••• 令和元年度
12月								;	1			9月	
11月	8/	55	18					•	<u>'</u>	/		8月	2 年度
10月	81	81	69			••••	••		"			7月	■ 令和2年度
9月	43	82	108			•••	٠.	٠.,				7	i
8月	9/	84	126							/		6月	3年度
7月	28	63	192								\	5月	■令和3年度
6月	55	47	73						٠.	•   `	\',		
5月	39	22	66									4月	
4月	16		32	250	200		150	100	8	20		)	
	麼	麼	麼										

### Ⅷ.博物館の組織

### 海事記念館組織図



郷土館·太田屯田開拓記念館組織図



財の正行寺本堂といった町 国泰寺跡、国指定重要文化

リニューアルした海事記念館のパンフレット

繁殖地や国指定史跡で北海

定天然記念物の大黒島海鳥

パンフレットでは、国指

**道遺産にも登録されている** 

### 2021年4月24日 釧路新聞

# 海事記念館 自然、歴史スポット紹介厚 岸 町 自然、歴史スポット紹介

案内パンフリニューアル

サイズになる。町のキャラ しみやすいデザインになっ くん」などをあしらい、親 館のキャラクター「かいじ クター「うみえもん」や同 と携行にも便利な手のひら ーで、冊子状に折りたたむ フレットは43判両面カラ をリニューアルした。パン 今年度、案内パンフレット 【厚岸】町海事記念館は

を代表する自然や歴史スポ 紹介している。 館、太田屯田開拓記念館を ットと併せて同館と郷土

ードの音声コード「ユニボーている。同館では「気軽に 各項目には2次元バーコ | 交通アクセスなども掲載し

る。 ガイドを聞くことができ リをインストールして読み イス」を添付し、専用アプ で解説文を読んだり音声 込むと、日本語または英語

定文化財一覧、厚岸までの 町内のガイドマップや指

化に触れてほしい」と話し一館や町役場、公共施設など 手に取り、厚岸の歴史や文 | ている。パンフレットは同 | で配布している。

### 2021年9月5日 釧路新聞

### マイクロプラスチックの調査や研究について 紹介するパネル展



ら、世界の海には浮遊物が り、太平洋にあるプラスチ 00万少が海洋に投棄され ックのごみの渦は日本の面 築中する五つの環流があ ている。これまでの研究か

プラスチックは年間、8

積の8倍以上になるとい

会場では同船の活動を14

# 海洋プラごみ汚染に警鐘

# 厚岸・海事記念館でパネル展

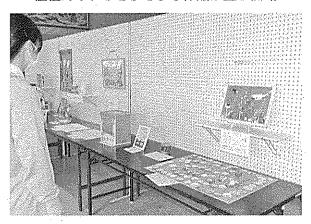
日から、2階展示室で海洋 いている。タラ号は世界中 題がテーマのパネル展を開 科学探査船「タラ号」のマ イクロプラスチック汚染問 【厚岸】海事記念館は4 枚のパネルで紹介し、同船 の塗り絵も配布している。 開館、21、24日は休館。問 10月3日まで。観覧無料。 時まで。月曜休館。20日は 時間は午前9時から午後5

(52) 404000 (河辺由記子)

い合わせは同館0153

### 2021年9月14日 釧路新聞

### 個性あふれるさまざまな作品が並ぶ会場



海 絵や工作

3小児童の124点

ので、町内3小学校の児童 まつわる作品124点を展 しいと毎年開催しているも 示する。最優秀賞は真龍小 小2年の櫛引颯都さん、 同展は、海に親しんでほ 夏休みに制作した海に

3年の米澤愛瑠さんが受 出睛太さん、優秀賞は真龍 教育長賞は同3年の薩

26日まで、1階ホールで

【厚岸】 町海事記念館は

岸小4年の中屋詩菜さん、

る。 「海の作品展」を開いてい ばれた。 同6年の奥泉奏太さんが選

る。 22日には表彰式が行われ まとめた自由研究など工 モビールやすごろく、キャ 夫を凝らした力作が並ぶ。 拓や絵画、サケの生態を 型やゲームなどの工作、魚 ンドルをはじめ、船の模 ホタテなどの貝殻を使った 会場には、カキやアワビ、

午後5時まで。21、 休館。観覧無料。 開館時間は午前9時から 24 日 は

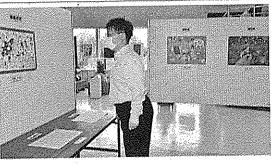
何辺由記予

### 2021年10月9日 釧路新聞

# 宇宙飛行士テーマに夢描く

31日まで、「宇宙の日」作 文・絵画コンテスト作品展 を開いている。9月12日の 「宇宙の日」の記念行事の 「宇宙の日」の記念行事の 関の小中学生を対象に作文 と絵画の2部門で実施して と絵画の2部門で実施して と絵画の2部門で実施して しも自分が宇宙飛行士にな しも自分が宇宙飛行士にな

「宙の日」の記念行事の 観覧無料。(河辺由記子) いている。9月12日の 9時~午後5時。月曜休館。 「宇宙の日」作 最優秀賞作品と合わせて審 「原岸」町海事記念館は 応募科学館などで選ばれた



16点が寄せられ、最優秀賞

町内から絵画37点、作文

の前畑ななせさん、作文のは、絵画の部が真龍小4年

力作が並ぶ会場

さんが選ばれた。2人の作

品は、町代表として全国の

部が厚岸小2年の山名田陽

区.条例、教育委員会規則

○厚岸町海事記念館条例

平成 13 年 10 月1日

条例第 41 号

厚岸町海事記念館条例(昭和63年厚岸町条例第9号)の全部を改正する。

### (設置)

第1条 歴史、民俗、産業(特に海事に関するもの)、科学教育等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮のしたに一般公衆の利用に供し、海事、科学教育知識の普及を図り、もって学術及び文化の発展に寄与するため、博物館報(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、厚岸町海事記念館(以下「記念館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 厚岸町海事記念館

位置 厚岸町真栄3丁目4番地

### (事業)

- 第3条 記念館は、第1条の設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う
- (1) 開示及び科学教育に関する実物、標本、模型、文献、図表、写真、フィルム等の資料(以下「記念館資料」という。)を収集し、保管し、及び展示すること。
  - (2) 一般公衆に対して、記念館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。
  - (3) 記念館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
  - (4) 記念館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
  - (5) 記念館資料に関する案内所、解説書等を作成し、及び頒布すること。
  - (6) 記念館資料に関する講習会、映写会、展覧会、研究会等を開くこと。
  - (7) プラネタリウムによる天文知識の普及を図ること。
  - (8) 厚岸町に存する文化財の保護、調査及び研究を行うこと。
- (9) 他の博物館、博物館と同一の目的を有する施設等と連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、 資料の相互貸借等を行うこと。
  - (10) 学校、情報館、公民館等の教育又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
  - (11) その他記念館として必要と認める事業を行うこと。

### (職員)

第4条 記念館に、館長、その他必要な職員を置く。

### (海事記念館協議会)

第5条 法第20条の規定に基づき、厚岸町海事記念館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から厚岸町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。

3 委員の定数は、10人とし、その任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (入館の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 記念館の建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。
  - (3) 管理運営上支障があると認められるとき。

### (賠償責任)

第7条 記念館に入館したものは、建物等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

### (委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### 附則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附則(平成 14 年 3 月 15 日条例第 9 号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附則(平成 14 年 9 月 25 日条例第 27 号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附則(平成 16 年 3 月 18 日条例第 12 号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附則(平成 19 年 9 月 26 日条例第 20 号)

この条例は、平成 19 年 11 月 12 日から施行する。

附則(平成24年3月12日条例第13号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附則(平成 25 年 12 月 24 日条例第 35 号)

この条例は平成26年4月1日から施行する。

附則(令和元年6月28日条例第27号抄)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附則(令和元年 12 月 16 日条例第 43 号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### ○厚岸町海事記念館処務規程

平成 14 年 9 月 30 日

教育委員会訓令第13号

厚岸町海事記念館職員の服務及び分掌規程(平成 13 年厚岸町教育委員会訓令第 6 号)の全部を 改正する。

### (趣旨)

第1条 厚岸町海事記念館(以下「記念館」という。)の処務については、この規程の定めるところによる。

### (分掌)

第2条 記念館の係は、次の事務を分掌する。

### (1) 管理係

ア 海事及び科学教育に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フイルム等の資料(以下「記念館資料」という。)の収集、整理、保管、調査研究及び展示に関すること。

- イ 記念館の維持管理及び運営に関すること。
- ウ 講習会、映写会、展覧会、研究会等の開催に関すること。
- エ プラネタリウムによる天文知識の普及に関すること。
- オ 記念館の庶務に関すること。
- カ 海事、科学教育知識の普及に関すること。
- キ 博物館の登録等に関すること。
- ク町史の編集に関すること。
- ケー他係の主管に属さないこと。
- (2) 文化財係
- ア 厚岸町文化財専門委員会に関すること。
- イ 指定文化財の保護管理に関すること。
- ウ 所定文化財の保護管理に関すること。
- エ 未指定文化財の調査に関すること。
- オ 文化財保護に関する資料の収集、頒布に関すること。
- カ 文化財保護団体の育成に関すること。
- キ その他文化財に関すること。

### (職務)

第3条 館長は、教育長の命を受け、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 学芸員は、記念館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項を掌る。
- 3 主幹は、上司の命を受け、記念館に属する特定の事務を処理する。
- 4 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。
- 5 主査及び主任は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

### (代決)

第4条 館長に事故あるときは、教育長が指定する上席の職員が館務を代決する。

### (職員の勤務時間等)

第 5 条 職員の勤務時間、休憩時間、週休日及び休日(以下「勤務時間等」という。)は、別表に掲げる とおりとする。

### (勤務時間等の変更)

第6条 館長は、特に必要と認めたときは、教育長の承認を得て、勤務時間等を臨時に変更し、又は時間外に勤務を命ずることができる。

### (事故報告)

第7条 館長は、記念館に重大な事故が生じたときは、直ちに教育長に報告し、指示を受けなければならない。

### (定期報告)

第8条 館長は、記念館の利用状況等必要な事項を毎翌月の5日までに、別記様式により教育長に 報告しなければならない。

### (簿冊の整備)

第9条 記念館に、別に定めるもののほか、次の簿冊を備え、これを整備しなければならない。

- (1) 展示資料の関する帳簿
- (2) 館務日誌
- (3) 沿革誌

### (その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、記念館の処務については、厚岸町教育委員会事務局処務規則(平成 14 年厚岸町教育委員会規則第 8 号)の定めるところによる。

### 附 則

この訓令は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成19年3月22日教委訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日教委訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月18日教委訓令第1号)

この訓令は、平成20年2月18日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 25 日教委訓令第 2 号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 25 日教委訓令第 13 号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日教委訓令第5号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和 4 年 9 月 27 日教委訓令第 5 号) この訓令は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

### ○厚岸町郷土館条例

平成 13 年 10 月1日 条例第 40 号

厚岸町郷土館条例(昭和42年厚岸町条例第6号)の全部を改正する。

### (設置)

第1条 郷土の歴史に関する資料を収集、保管及び展示して一般の利用に供し、もって学術及び文化の発展に寄与するため、厚岸町郷土館(以下「郷土館」という。)を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 郷土館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 厚岸町郷土館

位置 厚岸町湾月1丁目2番地

### (事業)

第3条 郷土館は、第1条の設置目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 歴史資料を収集、保管及び展示すること。
- (2) 講習会、講演会、資料展示会等を開催すること。
- (3) 資料の調査研究を行うこと。
- (4) その他厚岸町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めたもの

### (論員)

第4条 郷土館に、館長、その他必要な職員を置く。

### (運営審議会)

第5条 郷土館の円滑な運営を図るため、厚岸町郷土館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は 10 名とし、教育委員会が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 教育委員会は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解嘱することができる。

### (入館の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 郷土館の建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認められるとき。

### (賠償責任)

第7条 郷土館に入館したものは、建物等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

### (委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年3月15日条例第9号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成 16 年3月 18 日条例第 12 号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月30日条例第15号)

この条例は、平成21年7月13日から施行する。

附 則(令和元年6月28日条例第27号抄)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年 12月 16日条例第 43号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

平成 13 年 10 月1日 教育委員会規則第5号

厚岸町郷土館条例施行規則(昭和 42 年厚岸町教育委員会規則第1号)の全部を改正する。

### (趣旨)

第1条 この規則は、厚岸町郷土館条例(平成 13 年厚岸町条例第 40 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館期間、開館時間及び休館日)

第2条 厚岸町郷土館(以下「郷土館」という。)の開館期間、開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 開館期間 4月 16 日から 11 月 15 日まで
- (2) 開館時間 午前9時から午後4時まで
- (3) 休館日

ア 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「国民の祝日」という。)に当たる日を除く。)

イ 国民の祝日の翌日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)

### (職員)

第3条 郷土館に館長のほか、学芸員及び管理人を置く。

### (分掌)

第4条 郷土館の職員は、次の事務を分掌する。

- (1) 施設設備の管理保全に関すること。
- (2) 歴史資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) 講習会、講演会及び資料展示会等の開催に関すること。
- (4) 歴史資料の調査研究に関すること。
- (5) 歴史に関する知識の普及に関すること。
- (6) その他管理運営に関すること。

### (職務)

第5条 館長は、上司の命を受け、郷土館を管理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 学芸員は、上司の命を受け、資料の収集、保管、展示、調査研究その他専門的事項に関する館務に従事する。
- 3 管理人は、上司の命を受け、館務に従事する。

### (勤務時間及び服務等)

第6条 職員の勤務時間、休憩時間、週休日、休日、休暇等(以下「勤務時間等」という。)、服務及び 分限並びに給与等に関する必要な事項は、厚岸町の諸規定の例による。

2 定数外職員の勤務時間等は、別表に掲げるとおりとし、その他の勤務条件に関しては、厚岸町の諸規定の例による。

### (運営審議会)

第7条 厚岸町郷土館運営審議会(以下「審議会」という。)の委員(以下「委員」という。)は、厚岸町海 事記念館協議会の委員をもって充て、必要に応じて教育委員会が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 郷土館の利用計画に関すること。
- (2) 郷土館の管理に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。
- 2 審議会に会長を置き、厚岸町海事記念館協議会の会長をもって充てる。
- 3 会長は、審議会を代表し、会議の議長となる。
- 4 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (入館者遵守事項)

第8条 入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 表示以外の陳列品に手を触れないこと。
- (3) その他職員の指示に従うこと。

### (定期報告)

第9条 館長は、郷土館の利用状況を別記様式により、毎翌月5日まで教育委員会に報告しなければならない。

### (簿冊の整備)

第 10 条 郷土館に別に定めるもののほか、次の簿冊を備え、その都度これを整備しなければならない。

- (1) 展示資料に関する帳簿
- (2) 館務日誌
- (3) 沿革誌

### (委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 附則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年2月25日教委規則第2号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成 14 年5月 28 日教委規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年5月1日から適用する。

附 則(平成 16 年3月 10 日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年3月 10 日教委規則第4号)

この規則は、平成 16 年4月1日から施行する。 附 則(平成 18 年3月 30 日教委規則第3号) この規則は、平成 18 年4月1日から施行する。 附 則(平成 19 年2月8日教委規則第1号) この規則は、平成 19 年4月1日から施行する。 附 則(平成 19 年3月 26 日教委規則第2号) この規則は、平成 19 年4月1日から施行する。 附 則(平成 20 年2月 26 日教委規則第1号) この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月12日教委規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月29日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(令和元年12月25日教委規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

勤務時間午前8時30分から午後5時15分までとする。

休憩時間正午から1時間とする。

週休日 月曜日

休日 (1) 国民の祝日の翌日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)

(2) 11月16日から翌年4月15日まで

○厚岸町太田屯田開拓記念館条例

平成 13 年 10 月1日

条例第 42 号

厚岸町太田屯田開拓記念館条例(平成3年厚岸町条例第 11 号)の全部を改正する。

### (設置)

第1条 屯田及び開拓の歴史に関する資料を収集、保管及び展示して一般の利用に供し、もって学術及び文化の発展に寄与するため、厚岸町太田屯田開拓記念館(以下「記念館」という。)を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 厚岸町太田屯田開拓記念館

位置 厚岸町太田5の通り23番地1

### (事業)

第3条 記念館は、第1条の設置目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 屯田及び開拓に関する資料の収集、保管及び展示すること。
- (2) 講習会、講演会、資料展示会等を開催すること。
- (3) 資料の調査研究を行うこと。
- (4) その他厚岸町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めたもの

### (職員)

第4条 記念館に、館長、その他必要な職員を置く。

### (運営審議会)

第5条 記念館の円滑な運営を図るため、厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は 10 名とし、教育委員会が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 教育委員会は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解嘱することができる。

### (入館の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 記念館の建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認められるとき。

### (賠償責任)

第7条 記念館に入館したものは、建物等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

### (委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成 13 年 10 月1日から施行する。 附 則(平成 14 年3月 15 日条例第9号) この条例は、平成 14 年4月1日から施行する。 附 則(平成 16 年3月 18 日条例第 12 号) この条例は、平成 16 年4月1日から施行する。 附 則(令和元年6月 28 日条例第 27 号抄) この条例は、令和元年 10 月1日から施行する。 附 則(令和元年 12 月 16 日条例第 43 号) この条例は、令和2年4月1日から施行する。

平成 13 年 10 月1日 教育委員会規則第7号

厚岸町太田屯田開拓記念館条例施行規則(平成3年厚岸町教育委員会規則第1号)の全部を改正する。

### (趣旨)

第1条 この規則は、厚岸町太田屯田開拓記念館条例(平成 13 年厚岸町条例第 42 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館期間、開館時間及び休館日)

第2条 厚岸町太田屯田開拓記念館(以下「記念館」という。)の開館期間、開館時間及び休館日は、 次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めること ができる。

- (1) 開館期間 4月 16 日から 11 月 15 日まで
- (2) 開館時間 午前9時から午後4時まで
- (3) 休館日

ア 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「国民の祝日」という。)に当たる日を除く。)

イ 国民の祝日の翌日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)

### (職員)

第3条 記念館に館長のほか、学芸員及び管理人を置く。

### (分掌)

第4条 記念館の職員は、次の事務を分掌する。

- (1) 施設設備の管理保全に関すること。
- (2) 屯田及び開拓に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) 講習会、講演会及び資料展示会等の開催に関すること。
- (4) 屯田及び開拓の調査研究に関すること。
- (5) 屯田及び開拓に関する知識の普及に関すること。
- (6) その他管理運営に関すること。

### (職務)

第5条 館長は、上司の命を受け、記念館を管理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 学芸員は、上司の命を受け、資料の収集、保管、展示、調査研究その他専門的事項に関する館務に従事する。
- 3 管理人は、上司の命を受け、館務に従事する。

(勤務時間及び服務等)

第6条 職員の勤務時間、休憩時間、週休日、休日、休暇等(以下「勤務時間等」という。)、服務及び 分限並びに給与等に関する必要な事項は、厚岸町の諸規定の例による。

2 定数外職員の勤務時間等は、別表に掲げるとおりとし、その他の勤務条件に関しては、厚岸町の諸規定の例による。

### (運営審議会)

第7条 厚岸町太田屯田開拓記念館運営審議会(以下「審議会」という。)の委員(以下「委員」という。)は、厚岸町海事記念館協議会の委員をもって充て、必要に応じて教育委員会が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 記念館の利用計画に関すること。
- (2) 記念館の管理に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。
- 2 審議会に会長を置き、厚岸町海事記念館協議会の会長をもって充てる。
- 3 会長は、審議会を代表し、会議の議長となる。
- 4 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (入館者遵守事項)

第8条 入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 表示以外の陳列品に手を触れないこと。
- (3) その他職員の指示に従うこと。

### (定期報告)

第9条 館長は、記念館の利用状況を別記様式により、毎翌月5日まで教育委員会に報告しなければならない。

### (簿冊の整備)

第 10 条 記念館に別に定めるもののほか、次の簿冊を備え、その都度これを整備しなければならない。

- (1) 展示資料に関する帳簿
- (2) 館務日誌
- (3) 沿革誌

### (委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年2月25日教委規則第2号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成 14 年5月 28 日教委規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年5月1日から適用する。

附 則(平成 16 年3月 10 日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月10日教委規則第4号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日教委規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月8日教委規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日教委規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月26日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月12日教委規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月29日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(令和元年12月25日教委規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

勤務時間午前8時30分から午後5時15分までとする。

休憩時間正午から1時間とする。

週休日 月曜日

休日 (1) 国民の祝日の翌日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)

(2) 11月16日から翌年4月15日まで

別記様式(第9条関係)

昭和 33 年7月1日 条例第7号

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)及び北海道文化財保護条例(昭和 30 年 11 月 30 日北海道条例第 83 号。以下「道条例」という。)に基き、その指定を受けた文化財以外で、厚岸町(以下「町」という。)の区域内に存するもののうち、町にとつて重要なものについて保存及び活用のため必要な措置を講じ、文化的遺産のいん滅を防止し、町民の郷土に対する認識を深めるとともに、教育、学術及び文化の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例で文化財とは、現に町の区域内に所在する次の各号に掲げるもの(法又は道条例に基き国若しくは道の指定を受けたものを除く。)をいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡その他有形の文化的所産で、町にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料(埋蔵文化財を含む。これを「有形文化財」という。)
- (2) 芸術、音楽、工芸技術、その他無形の文化的所産で、町にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらを「無形文化財」という。)
- (3) 在食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗、習慣及びそれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で、住民生活の推移の理解のため必要と認められるもの(これを「民族資料」という。)
- (4) 貝塚、古墳、旧宅、その他の遺跡で町にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、 湖沼、河川、山岳その他の名勝地で厚岸町にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物、 植物及び地質、鉱物で、町にとつて学術上価値の高いもの(これらを「史跡、名勝、天然記念物」とい う。)

### 第2章 調査機関

### (設置)

第3条 厚岸町教育委員会(以下「委員会」という。)に附属機関として、文化財専門委員会(以下「文化財委員会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第4条 文化財委員会は、厚岸町の区域内に存する文化財の蒐集、調査及び研究に関する事務を所 掌し、委員会の諮問に応じ、その意見を答申するものとする。

### (組織)

第5条 文化財委員会は、若干人の委員をもつて組織する。

- 2 委員は、委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第6条 文化財委員会に委員を置く。

- 2 会長は、委員が互選した者をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、文化財委員会を代表する。

### (費用弁償)

第7条 委員が職務に従事したときは、費用を弁償する。

2 前項による費用弁償の額及び支給方法は、厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 12 年厚岸町条例第 37 号)の定めるところによる。

第3章 町指定文化財

(指定)

第8条 委員会は、第2条に掲げる文化財のうち町にとつて重要なものを「厚岸町指定文化財」(以下 「町指定文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ指定をしようとする文化財の「所有者及び権限に基く占有者」(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。但し、所有者等が判明しない場合を除く。

(指定の解除)

第9条 町指定文化財が次に掲げる各号の一に該当するに至つたときは、委員会は、その指定を解除することができる。

- (1) 滅失したとき。
- (2) 著しく価値を失つたとき。
- (3) 国又は道の指定を受けたとき。
- (4) 町の区域外に移つたとき。
- (5) その他委員会が必要と認めたとき。

(告示、通知及び指定書の交付)

第 10 条 委員会は、第8条の規定による指定又は前条の規定による指定の解除をしたときは、その旨を告示し、当該文化財の所有者等に通知しなければならない。

2 委員会は、第8条の規定による指定をしたときは、所有者等に指定書を交付しなければならない。 (所有者等の管理義務)

第 11 条 町指定の文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基いて発する委員の指示、勧告に従い、その所有する町指定文化財を常に良好な状態のもとに保存し、管理するよう努めなければならない。

(管理又は修理に関する指示、勧告)

第 12 条 委員会は、町指定文化財が適当でないため、当該町指定文化財が滅失し、き損し又は盗難のおそれがあると認めるときは、その所有者等に対し必要な措置を講ずべきことを指示し若しくは勧告することができる。

2 委員会は、町指定文化財がき損している場合において、その保存のため修理を要すると認めるときは、所有者等に対して修理すべきことを指示し又は勧告することができる。

### (保存施設及び保存地域の設定)

第 13 条 委員会は、町指定文化財の保存のための必要があると認めるときは、関係者の同意を得て保存施設又は保存地域を定めて一定の行為を制限し若しくは禁止し、その他保存に必要な措置を講ずることができる。

### (許可事項)

第 14 条 町指定文化財の所有者等は、町指定文化財に対して次に掲げる行為をしようとするときは、 あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 現状を変更しようとするとき。
- (2) 保存の方法を変更しようとするとき。
- (3) 町の区域外に移そうとするとき。

### (届出事項)

第 15 条 町指定文化財の所有者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 町指定文化財について権限の移動を生じたとき。
- (2) 町指定文化財を滅失又はき損したとき。
- (3) 町指定文化財の所在地が変更したとき。
- (4) 所有者等の氏名、名称及び住所若しくは居所が変更したとき。
- (5) その他委員会規則に定める事項に該当したとき。

### (公開)

第 16 条 委員会は、町指定文化財等の所有者に対し、委員会の行う公開の用に供するため、町指定文化財の出品の展示を求めることができる。

2 前項の規定又は展示したことに起因して、当該町指定文化財が滅失し又はき損したときは、町は、所有者に対してその損害を補償する。但し、天災又は所有者等の責に帰すべき事由によつて滅失し又はき損したときは、この限りでない。

### (経費の負担)

第 17 条 町指定文化財の管理及び修理並びに前条の規定による出品又は展示に要する経費は、所有者等の負担とする。但し、所有者等がその負担に堪えないとき、その他特別の事情があるときは、町は、予算の範囲内でその経費の一部又は全部を補助することができる。

### (所有者等変更に伴う権利義務の承継)

第 18 条 町指定文化財の所有者等の変更があつたときは、新所有者等は、当該町指定文化財に関し、この条例並びにこれに基いて発する委員会の指示、勧告その他の処分による旧所有者等の権利義務を承継する。

2 前項の場合には旧所有者等は当該町指定文化財の引渡しと同時に、その指定書を新所有者等に 引き渡さなければならない。

### 第4章 雑則

### (罰則)

第 19 条 町指定文化財を損壊し、遺棄し又は隠匿した者並びにその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し又は衰亡するにいたらしめた者には、10 万円以下の罰金又は科料を科する。 (委任規定)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月26日条例第13号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成 15 年6月 27 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 海事記念館·郷土館·太田屯田開拓記念館活動報告

令和3年度(2021年度)

発 行 日 令和5年(2023年)3月24日 編集·発行 厚岸町海事記念館

〒088−1151

北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目4番地

電話 0153-52-4040

FAX 0153-52-4040